

令和5年度

一般会計
特別会計
水道事業会計
下水道事業会計

予算・予算説明書

武蔵野市

総目次

予 算

令和5年度武蔵野市一般会計予算	1
令和5年度武蔵野市国民健康保険事業会計予算	7
令和5年度武蔵野市後期高齢者医療会計予算	11
令和5年度武蔵野市介護保険事業会計予算	13
令和5年度武蔵野市水道事業会計予算	17
令和5年度武蔵野市下水道事業会計予算	21

予算説明書

一般会計

1 総括	27
2 歳入	31
3 歳出	81

特別会計

特別会計総括	381
国民健康保険事業会計	387
後期高齢者医療会計	419
介護保険事業会計	435

水道事業会計	461
--------	-----

下水道事業会計	503
---------	-----

予 算 説 明 書 目 次

一般会計

1 総 括

(歳 入)	28
(歳 出)	29

2 歳 入

(1) 市 税	32
(2) 地 方 譲 与 税	34
(3) 利 子 割 交 付 金	36
(4) 配 当 割 交 付 金	36
(5) 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	36
(6) 法 人 事 業 税 交 付 金	36
(7) 地 方 消 費 税 交 付 金	38
(8) 環 境 性 能 割 交 付 金	38
(9) 地 方 特 例 交 付 金	38
(10) 地 方 交 付 税	38
(11) 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	38
(12) 分 担 金 及 び 負 担 金	40
(13) 使 用 料 及 び 手 数 料	40
(14) 国 庫 支 出 金	46
(15) 都 支 出 金	54
(16) 財 産 収 入	68
(17) 寄 附 金	68
(18) 繰 入 金	70
(19) 繰 越 金	72
(20) 諸 収 入	72
(21) 市 債	78

3 歳 出

(1) 議 会 費	82
(2) 総 務 費	84
(3) 民 生 費	158
(4) 衛 生 費	220
(5) 労 働 費	248
(6) 農 業 費	250
(7) 商 工 費	256
(8) 土 木 費	264
(9) 消 防 費	298

(10) 教 育 費	306
(11) 公 債 費	360
(12) 諸 支 出 金	362
(13) 予 備 費	362
給与費明細書	364
債務負担行為に関する調書	374
地方債に関する調書	378

特別会計

特別会計総括	381
国民健康保険事業会計	387
後期高齢者医療会計	419
介護保険事業会計	435

水道事業会計

予算実施計画	462
予算実施計画明細書	464
予定キャッシュ・フロー計算書（当年度分）	484
給与費明細書	485
予定貸借対照表（当年度分）	492
予定損益計算書（当年度分）	494
予定キャッシュ・フロー計算書（前年度分）	495
予定貸借対照表（前年度分）	496
予定損益計算書（前年度分）	498
注記	499

下水道事業会計

予算実施計画	504
予算実施計画明細書	508
予定キャッシュ・フロー計算書（当年度分）	526
給与費明細書	527
予定貸借対照表（当年度分）	534
予定損益計算書（当年度分）	536
予定キャッシュ・フロー計算書（前年度分）	537
予定貸借対照表（前年度分）	538
予定損益計算書（前年度分）	540
注記	541

令和5年度武蔵野市一般会計予算

令和5年度武蔵野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,922,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算における同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和5年2月20日提出

東京都武蔵野市長 松下玲子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市 税		43,207,500 千円
	1 市 民 税	20,684,200
	2 固 定 資 産 税	18,041,500
	3 軽 自 動 車 税	60,100
	4 市 た ば こ 税	842,000
	5 事 業 所 税	631,000
	6 都 市 計 画 税	2,948,700
2 地 方 譲 与 税		199,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	47,500
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	137,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	15,000
3 利 子 割 交 付 金		64,200
	1 利 子 割 交 付 金	64,200
4 配 当 割 交 付 金		337,000
	1 配 当 割 交 付 金	337,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		180,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	180,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		875,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	875,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		3,650,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,650,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		40,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	40,000
9 地 方 特 例 交 付 金		72,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	72,000
10 地 方 交 付 税		100
	1 地 方 交 付 税	100
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,500
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,500
12 分 担 金 及 び 負 担 金		345,378
	1 負 担 金	345,378

款	項	金額
13 使用料及び手数料		1,482,072 千円
	1 使用料	782,477
	2 手数料	699,595
14 国庫支出金		10,602,391
	1 国庫負担金	8,825,341
	2 国庫補助金	1,746,308
	3 委託金	30,742
15 都支出金		8,194,492
	1 都負担金	3,224,889
	2 都補助金	4,614,124
	3 委託金	355,479
16 財産収入		66,303
	1 財産運用収入	66,073
	2 財産売却収入	230
17 寄附金		43,100
	1 寄附金	43,100
18 繰入金		1,134,261
	1 特別会計繰入金	275,036
	2 基金繰入金	859,225
19 繰越金		700,000
	1 繰越金	700,000
20 諸収入		1,086,203
	1 延滞金、加算金及び過料	24,001
	2 市預金利子	151
	3 貸付金元利収入	10,968
	4 受託事業収入	724,520
	5 収益事業収入	10,000
	6 雑収入	316,563
21 市債		630,000
	1 市債	630,000
歳入	合計	72,922,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		472,964 千円
	1 議 会 費	472,964
2 総 務 費		9,323,730
	1 総 務 管 理 費	5,910,597
	2 徴 税 費	689,225
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	625,855
	4 選 挙 費	136,548
	5 統 計 調 査 費	30,295
	6 市 民 活 動 費	1,853,275
	7 監 査 委 員 費	77,935
3 民 生 費		32,781,901
	1 社 会 福 祉 費	14,571,339
	2 児 童 福 祉 費	14,052,277
	3 生 活 保 護 費	4,158,285
4 衛 生 費		7,186,726
	1 保 健 衛 生 費	4,090,019
	2 清 掃 費	3,096,707
5 労 働 費		49,508
	1 労 働 諸 費	49,508
6 農 業 費		84,374
	1 農 業 費	84,374
7 商 工 費		659,624
	1 商 工 費	659,624
8 土 木 費		6,590,811
	1 土 木 管 理 費	807,315
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,607,758
	3 都 市 計 画 費	2,470,711
	4 住 宅 費	416,814
	5 緑 化 公 園 費	1,288,213
9 消 防 費		2,156,357
	1 消 防 費	2,156,357

款	項	金額
10 教 育 費		12,097,292 千円
	1 教 育 総 務 費	1,838,153
	2 小 学 校 費	2,006,987
	3 中 学 校 費	3,988,157
	4 特 別 支 援 教 育 費	206,130
	5 社 会 教 育 費	1,841,680
	6 保 健 体 育 費	1,103,678
	7 学 校 給 食 費	1,112,507
11 公 債 費		1,377,300
	1 公 債 費	1,377,300
12 諸 支 出 金		41,413
	1 土 地 開 発 公 社 費	41,413
13 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出	合 計	72,922,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
武蔵野公会堂改修等基本設計業務	令和6年度	30,220
吉祥寺シアター音響設備等改修工事	令和6年度	102,450
吉祥寺シアター空調設備更新工事	令和6年度	100,876
高齢者総合センター・障害者福祉センター仮施設貸借	令和5年度から 令和10年度まで	572,088
障害者福祉センター改築基本・実施設計業務	令和6年度から 令和7年度まで	29,640
保健センター増築及び複合施設整備実施設計業務	令和6年度	112,846
武蔵野クリーンセンター運営事業	令和6年度から 令和18年度まで	8,196,470
消防団第2分団仮施設貸借	令和6年度から 令和7年度まで	34,960
学校給食配送用車両購入	令和5年度から 令和6年度まで	9,092
武蔵野市土地開発公社の公共用地先行取得事業	令和5年度から 令和14年度まで	武蔵野市土地開発公社が取得した用地等の買取りに要する額

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中学校改築事業	千円 630,000	証書借入れ 又は証券発行	5.0パーセント 以内	借入れの時から据置期間を含め、25年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。
合 計	630,000			

令和5年度武蔵野市国民健康保険事業会計予算

令和5年度武蔵野市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,890,176千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算における同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和5年2月20日提出

東京都武蔵野市長 松下玲子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		3,056,632 千円
	1 国民健康保険税	3,056,632
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 都支出金		8,740,537
	1 都補助金	8,740,537
4 繰入金		2,056,791
	1 一般会計繰入金	2,056,791
5 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
6 諸収入		26,215
	1 延滞金、加算金及び過料	20,200
	2 市預金利子	1
	3 雑入	6,014
歳入合計		13,890,176

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		63,661 千円
	1 総 務 管 理 費	32,566
	2 徴 税 費	31,095
2 保 険 給 付 費		8,604,851
	1 療 養 諸 費	7,508,911
	2 高 額 療 養 費	1,026,670
	3 移 送 費	150
	4 出 産 育 児 諸 費	46,200
	5 葬 祭 諸 費	8,000
	6 結 核 精 神 医 療 給 付 金	12,920
	7 傷 病 手 当 金	2,000
3 国民健康保険事業費納付金		4,992,243
	1 医 療 給 付 費 分	3,395,770
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,134,165
	3 介 護 納 付 金 分	462,308
4 保 健 事 業 費		164,421
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	133,141
	2 保 健 事 業 費	31,280
5 諸 支 出 金		55,000
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	55,000
6 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	13,890,176

令和5年度武蔵野市後期高齢者医療会計予算

令和5年度武蔵野市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,254,973千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

東京都武蔵野市長 松 下 玲 子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		2,598,514 千円
	1 後期高齢者医療保険料	2,598,514
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
3 繰 入 金		1,538,859
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,538,859
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		116,598
	1 延滞金、加算金及び過料	501
	2 償還金及び還付加算金	2,100
	3 受託事業収入	99,697
	4 雑 入	14,300
歳 入	合 計	4,254,973

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		18,402 千円
	1 総 務 管 理 費	18,402
2 分担金及び負担金		4,043,961
	1 広域連合負担金	4,043,961
3 保 健 事 業 費		162,509
	1 保 健 事 業 費	115,709
	2 葬 祭 諸 費	46,800
4 諸 支 出 金		25,101
	1 償還金及び還付加算金	5,101
	2 一 般 会 計 繰 出 金	20,000
5 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	4,254,973

令和5年度武蔵野市介護保険事業会計予算

令和5年度武蔵野市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,541,661千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和5年2月20日提出

東京都武蔵野市長 松下玲子

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		2,661,615 千円
	1 介 護 保 險 料	2,661,615
2 使 用 料 及 び 手 数 料		70
	1 使 用 料	60
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		2,748,361
	1 国 庫 負 担 金	2,085,097
	2 国 庫 補 助 金	663,264
4 支 払 基 金 交 付 金		3,221,503
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,221,503
5 都 支 出 金		1,828,209
	1 都 負 担 金	1,770,341
	2 都 補 助 金	57,868
6 財 産 収 入		23
	1 財 産 運 用 収 入	23
7 繰 入 金		2,080,680
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,015,522
	2 基 金 繰 入 金	65,158
8 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
9 諸 収 入		200
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	160
	2 雑 入	40
歳 入 合 計		12,541,661

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		347,983 千円
	1 総 務 管 理 費	347,983
2 保 険 給 付 費		11,862,890
	1 保 険 給 付 費	11,862,890
3 地 域 支 援 事 業 費		313,198
	1 地 域 支 援 事 業 費	313,198
4 基 金 積 立 金		23
	1 基 金 積 立 金	23
5 諸 支 出 金		14,567
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,030
	2 一 般 会 計 繰 出 金	9,537
6 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	12,541,661

令和5年度武蔵野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 給水栓数 | 92,479栓 |
| (2) 年間総給水量 | 16,143,931立方メートル |
| (3) 1日平均給水量 | 44,109立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益	3,801,849	千円
第1項	営業収益	3,719,200	千円
第2項	営業外収益	82,647	千円
第3項	特別利益	2	千円
		支	出
第1款	水道事業費	3,755,938	千円
第1項	営業費用	3,664,455	千円
第2項	営業外費用	90,481	千円
第3項	特別損失	2	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額595,112千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額48,627千円並びに減債積立金11,709千円並びに過年度分損益勘定留保資金128,969千円及び当年度分損益勘定留保資金405,807千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入	309,228	千円
第1項	企業債	253,931	千円
第2項	固定資産売却代金	1	千円

第3項	負担金	55,296千円
	支	出
第1款	資本的支出	904,340千円
第1項	建設改良費	612,914千円
第2項	企業債償還金	290,426千円
第3項	予備費	1,000千円
	(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	253,931千円	証書借入れ又は証券発行の方法による。 起債の時期は令和5年度とする。ただし、その全部又は一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0パーセント以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | | |
|-----|-------|-----------|
| (1) | 職員給与費 | 224,612千円 |
| (2) | 交際費 | 10千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、67,093千円と定める。

令和 5 年 2 月 20 日 提出

東京都武蔵野市長 松 下 玲 子

令和5年度武蔵野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|------------------|
| (1) 年間有収水量 | 16,654,759立方メートル |
| (2) 1日平均有収水量 | 45,505立方メートル |
| (3) 主要な建設改良事業 | |
| ア スtockマネジメント推進事業(改築(委託)) | 176,363千円 |
| イ スtockマネジメント推進事業(改築(工事)) | 152,557千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	2,892,942千円
第1項 営業収益	2,306,657千円
第2項 営業外収益	586,283千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	2,834,325千円
第1項 営業費用	2,661,675千円
第2項 営業外費用	170,649千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額420,594千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,407千円並びに過年度分損益勘定留保資金203,262千円及び当年度分損益勘定留保資金190,925千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	632,189千円

第1項	企業債	376,000千円
第2項	出資金	23,905千円
第3項	補助金	55,650千円
第4項	負担金等	176,633千円
第5項	固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款	資本的支出	1,052,783千円
第1項	建設改良費	682,537千円
第2項	固定資産購入費	0千円
第3項	企業債償還金	349,246千円
第4項	基金積立金	20,000千円
第5項	予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	376,000千円	証書借入れ又は証券発行の方法による。 起債の時期は令和5年度とする。ただし、その全部又は一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0パーセント以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費(185,863千円)については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流

用する場合は、議会の議決を経なければならない。

令和 5 年 2 月 20 日 提出

東京都武蔵野市長 松 下 玲 子